

これまで、大規模な自然災害による企業活動や雇用への影響等を総合的に勘案し、雇用調整助成金の特例措置を設けてきた。標記豪雨についても、企業活動や雇用への広範な影響が見込まれることから、以下のとおり平成28年熊本地震に伴う特例と同様の特例措置を講じることとする。

## ○ 特例の内容

＜雇用保険法施行規則の改正による対応＞ ←今回お諮りする審議事項

- ①助成率を1/2⇒2/3(中小企業は2/3⇒4/5)に引き上げ
- ②支給限度日数を1年間で100日⇒300日に延長
- ③雇用保険被保険者として継続雇用された期間が6か月未満の労働者も助成対象とする
- ④過去に雇用調整助成金を受給したことがあっても、
  - ・前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とする
  - ・受給可能日数の計算において、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する

＜職業安定局長通達の改正による対応＞ ←7月17日施行済

- ⑤生産指標(対前年比10%以上減)の確認期間を直近3か月⇒直近1か月に短縮
- ⑥雇用量要件の撤廃(直近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする)
- ⑦豪雨災害の発生時において起業後1年未満の事業主についても助成対象とする

## ○ 対象地域

- ①及び②: 岐阜県、京都府、兵庫県、鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県、愛媛県、高知県及び福岡県
- 上記以外: 全国

○ 適用時期 平成30年7月5日から遡って適用する

# 雇用調整助成金について

平成30年度予算額 52.3億円

厚生労働省

## 概要

- 景気の変動などの経済上の理由により、事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、休業、教育訓練又は出向により、労働者の雇用の維持を図った場合に、それにかかった費用を助成する制度。

## 支給対象事業主等

- 支給対象事業主：雇用保険適用事業所
- 支給対象労働者：雇用保険被保険者  
ただし、休業等の実施単位となる判定基礎期間（賃金締め切り期間）の初日の前日、または出向を開始する日の前日において、同一の事業主に引き続き被保険者として雇用された期間が6か月未満の労働者等を除く。

## 支給手続き

- 最近3か月の生産指標が前年同期と比較して10%以上減少していること等の支給要件を確認。
- 休業等を実施する前に、実施計画（月単位）を都道府県労働局に提出し、その後、実際に休業等を実施した後に支給申請を行う。

## 助成内容等

- 休業手当、教育訓練の際の賃金又は出向元の負担額の一部を助成。
  - ・ 大企業：1/2 中小企業：2/3 ※ただし、雇用保険基本手当日額の最高額（8,205円）を日額上限とする。
- 教育訓練を実施した場合は、以上のほか、教育訓練費を支給。
  - ・ 1人1日当たり 1,200円

	19年度	20年度	21年度	22年度	23年度	24年度	25年度	26年度	27年度	28年度	29年度
予算額(億円)	23	55	6,602	7,257	11,138	2,033	1,175	545	193	83	80
実績(億円)	2	68	6,536	3,249	2,366	1,136	541	70	47	70	27
支給決定件数	518	4,889	794,113	755,989	520,072	329,683	175,739	26,476	14,547	16,160	8,263

※支給決定件数については、1事業主が複数回支給申請を行った場合にそれぞれ1件としてカウントしているため、「延べ件数」となっている。

# 平成28年熊本地震の発生に伴う 「雇用調整助成金」の特例を実施します！

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等(休業及び教育訓練)又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するもの。

## 【特例の対象となる事業主】

平成28年熊本地震の影響に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主

(平成28年熊本地震の影響による休業等であれば熊本県以外の事業所でも利用可能)

※ 地震に伴う「経済上の理由」とは、例えば

- ・ 取引先の地震被害のため、原材料や商品等の取引ができない場合
- ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
- ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
- ・ 風評被害により、観光客が減少した場合
- ・ 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

## 【特例の内容】

本特例は、休業等の初日が平成28年4月14日から平成28年10月13日までの間にある、上記特例の対象となる事業主に対して適用する

- ① 生産指標の確認期間を3か月から1か月へ短縮する
- ② 平成28年熊本地震発生時において起業後1年未満の事業主についても助成対象とする
- ③ 休業を実施した場合の助成率を引き上げる(九州各県内の事業所に限る)  
【中小企業:2/3から4/5へ】【大企業:1/2から2/3へ】
- ④ 新規学卒採用者など、雇用保険被保険者として継続して雇用された期間が6か月未満の労働者についても助成対象とする
- ⑤ 過去に雇用調整助成金を受給したことがある事業主であっても、  
ア 前回の支給対象期間の満了日から1年を経過していなくても助成対象とする  
イ 受給可能日数の計算において、過去の受給日数にかかわらず、今回の特例の対象となった休業等について新たに起算する
- ⑥ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする
- ⑦ 支給限度日数を「1年間で100日」から「1年間で300日」に延長(九州各県内の事業所に限る)

# 平成30年7月豪雨の災害に伴い 「雇用調整助成金」の特例を実施します！

雇用調整助成金とは、経済上の理由により事業活動の縮小を余儀なくされた事業主が、一時的に休業等（休業及び教育訓練）又は出向を行い労働者の雇用の維持を図った場合に、休業手当、賃金などの一部を助成するものです。

## 【特例の対象となる事業主】

平成30年7月豪雨による災害に伴う「経済上の理由」により休業等を余儀なくされた事業所の事業主（※平成30年7月豪雨による災害に伴う休業等であれば被災地以外の事業所でも利用可能です。）

- ※ 平成30年7月豪雨の影響に伴う「経済上の理由」とは、例えば
- ・ 取引先の浸水被害等のため、原材料や商品等の取引ができない場合
  - ・ 交通手段の途絶により、来客がない、従業員が出勤できない、物品の配送ができない場合
  - ・ 電気・水道・ガス等の供給停止や通信の途絶により、営業ができない場合
  - ・ 風評被害により、観光客が減少した場合
  - ・ 事業所、設備等が損壊し、修理業者の手配や修理部品の調達が困難なため、早期の修復が不可能であることによる事業活動の阻害

## 【特例の内容】

### 【遡及適用】

平成30年7月5日以降に初回の休業等がある計画届から適用することとし、平成30年10月16日までに提出のあったものについては、休業等の前に届出られたものとする。

### ① 生産指標の確認期間を3か月から1か月へ短縮する

現行、生産指標、販売量、売上高などの事業活動を示す指標の最近3か月の月平均値が、前年同期に比べ10%以上減少している事業所であることを必要としているが、この指標の期間を最近1か月とする。

### ② 平成30年7月豪雨発生時に起業後1年未満の事業主についても助成対象とする

平成30年7月豪雨発生時において起業後1年未満の事業主については、昨年同期の生産指標と比較が困難であるため、災害発生時直前の指標と比較する。

### ③ 最近3か月の雇用量が対前年比で増加していても助成対象とする

現行、雇用保険被保険者および受け入れている派遣労働者の雇用量を示す雇用指標の最近3か月の月平均値が、前年同期と比べ5%を超えかつ6名以上（中小企業事業主の場合は10%を超えかつ4名以上）増加していないことを必要としているが、これを撤廃する。

